

株式会社日本食品遺伝科学 検査業務約款

第1条 (目的)

本検査業務約款 (以下「本約款」といいます。) は、株式会社日本食品遺伝科学 (以下「当社」といいます。) がご依頼者であるお客様 (以下「お客様」といいます。) から受託する検査ならびに分析試験 (以下「検査」といいます。) に係る業務 (以下「本業務」といいます。) を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

お客様および当社は、次条に定める個別契約および本約款に従って契約を履行します。
2 本約款の定めは、個別契約において特段の定めがない場合に適用されるものであり、本約款と個別契約が矛盾する場合、その部分に限り、個別契約が優先されます。

第3条 (個別契約の成立)

本業務の個別の委託契約 (以下「個別契約」といいます。) は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立します。

(1) お客様が検査を依頼する検体、情報その他のもの (以下「検体等」といいます。) および当社所定の検査依頼書、お客様が当社に提出し、当社が当該依頼を承諾したとき

(2) お客様と当社が契約書を締結したとき

第4条 (料金)

本業務の料金は、当社の定めによります。

第5条 (料金の支払い)

お客様は、前条で定めた料金または個別契約で定めた料金を、当社が発行する支払請求書に従い、当社の指定する支払期日までに、当社が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払います。

2 振込手数料は、お客様のご負担とします。

第6条 (再委託)

当社は、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。

第7条 (検査方法)

検査方法は、当社が適切と判断した方法で実施します。

2 お客様から検査方法のご指定がある場合は、お客様はあらかじめ当社に申し出ることとします。その場合、当社にて実施可能かつ妥当なものと判断した場合に限り採用します。

3 お客様が指定した検査方法が第三者の特許権またはその他の権利を有する場合には、お客様にて使用可能となるよう手続き等を実施していただきます。手続き等を怠ったことにより当社に損害が生じた場合は損害賠償等を請求できるものとします。

第8条 (検体等の提供および返却)

本業務に必要な検体等は、お客様から無償でご提供いただきます。ただし、当社は、当社所定の受け入れ基準を満たさないと判断した検体については、その受領を拒否することができます。

2 お客様は検体を、変質・漏れ・破損のないように適切な方法で送付することとします。

3 検体等のご提供に要する費用は、お客様のご負担とします。なお、検体等が着払いにて当社に送付された場合、着払い代金を含めた事務手数料を請求できるものとします。

4 検体等に有害物質や危険物が含まれる場合は、本業務従事者等への健康影響等の理由により受領に応じられないことがあります。お客様からのお申し出がなく、検体等により当社が人的または物的な被害を被った場合は、損害賠償等を請求できるものとします。

5 当社は、別段の返却の定めのない場合、使用しなかった検体等を検査終了後 2 週間内廃棄します。返却の定めがある場合は、検査終了後、遅滞なくお客様に返却します。この場合において、返却に必要な費用はお客様のご負担とします。ただし、検体等の残量や状態等によっては返却できない場合があります。

第9条 (検査の期日)

当社は、次項の期日までに検査を実施し、email または FAX に検査結果の速報 (以下「速報」といいます。) をお客様に送付します。

2 検査の期日は、別段の定めのない場合、受付日より起算した検査所要日数の末日とします。なお、受付日は、検体等および検査依頼書を当社が受領した翌営業日とします。

3 本業務の実施状況により期日を変更する場合があります。その場合、当社は速やかにお客様に通知いたします。

第10条 (検査報告書の発行)

当社は、検査結果に基づき作成した検査報告書 (以下「検査報告書」といいます。) を、前条第1項の速報後、郵便等によりお客様に発送します。

2 前項の定めについて、郵便等における運送業者等の責による事故および遅延につきましては、当社は責任を負いません。

3 検査報告書の発行後は、特別の事情がある場合を除いて記載項目の内容を変更することはできません。

4 当社は、検査報告書の写し (電子媒体を含みます。) を作成し、法令で特別の定めがあるものほかは、検査報告書の発行日から3年間保存します。

5 検査報告書の再発行または追加発行は、検査報告書発行後1年以内に限り有料にて承ります。

第11条 (検査結果に係る責任)

本業務について、当社の責めに帰すべき理由により手落ちまたは誤りがあった場合は、お客様と協議の上、次の各号のいずれかの措置をとることとします。

(1) 当該料金を減額する。

(2) 当社の費用負担のもと検査の再実施を行う。

(3) お客様から受領済みの金額を限度として損害を補償し、未払いの料金があれば、お客様に請求しない。
2 前項の措置についてのお客様の請求権の行使期限は、検査報告書発行後1年以内とします。

3 当社は、検査結果について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

4 検査結果は、お客様からご提供いただいた検体についてのみ示し、検体の母集団を示すものではありません。

5 検査結果ならびに検査報告書は何ら法的な保証を行うものではありません。

第12条 (検査報告書の著作権および利用)

検査報告書の著作権は当社に帰属します。

2 お客様は、お客様の責任において、検査報告書の全部または一部を複製し、他に利用する (第三者への開示・提供、販売促進資料としての利用等) ことができます。ただし、それによってお客様または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。また、当社に損害が生じた場合は損害賠償等を請求できるものとします。

3 検査報告書の記載内容を変更する等、検査報告書の信頼性を損なうおそれのある行為を固く禁じます。

第13条 (本業務の変更、キャンセルおよび不能)

お客様は、個別契約の変更またはキャンセルの必要が生じた場合、速やかに当社に申し出ることとします。ただし、ご連絡をいただいた時点で検査が開始されていた場合は変更またはキャンセルできません。

2 個別契約を変更し検査料金に変更が生じた場合、お客様にあらかじめ通知した上で変更後の料金を請求いたします。

3 個別契約をキャンセルされた場合の検体等の取扱いは、第8条第5項に従います。

4 個別契約をキャンセルされた場合、当社は受領済みの検査料金をお客様に返金いたします。なお、返金にかかる振込手数料ならびに検体等を着払いにて受領していた場合の着払い代金を含めた事務手数料は、お客様のご負担とします。

5 検体固有の事由により検査が不能となった場合、当該検査料金の25%を割引もしくは返金いたします。

第14条 (秘密保持の義務)

当社は、お客様から開示・提供された情報および本業務を実施した結果知り得た情報 (以下「秘密情報」といいます。) を、お客様の事前の同意を得ず第三者に開示または漏洩いたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) お客様から開示・提供を受けたときに、既に公知または公衆であった情報である場合

(2) お客様から開示・提供を受ける前に、既に当社が保有していた情報である場合

(3) お客様から開示・提供を受けた後に、当社の責によらぬ公知または公衆となった情報である場合

(4) 当社が、行政機関、司法機関もしくはその他の機関から情報の照会または開示命令を受け、これに従う義務が生じた場合

(5) 当社が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

(6) 当社が独自に開発したことを立証できる情報である場合

2 第6条の定めに基づき、当社が、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、秘密情報を再委託先に開示することができます。

3 前項の定めにおいて、再委託先は、当社と同様の秘密保持の義務を負うこととします。

4 お客様は、知り得た当社の施設、機器および社員に関する情報、管理方法、検査方法の詳細など当社に固有の情報について、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、お客様は、行政機関、司法機関もしくはその他の機関から、情報の照会または開示命令を受け、これに従う義務が生じた場合は、この限りではありません。

第15条 (個人情報情報の取扱い)

当社の個人情報に関する取扱いについては、当社ウェブサイト (当社が管理・運営する「<https://www.food-genetics.jp>」) から始まる URL を有するウェブサイトに掲載の「個人情報保護方針」によるものとします。

第16条 (契約の解除)

当社は、お客様が本約款の条項に違反した場合、または次の各号のいずれかに該当した場合には、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。

(1) お客様が故意または重大な過失により、当社に重大な損害を与えた場合、または重大な損害を与える恐れがある場合

(2) お客様が個別契約の締結または本業務の遂行に関して虚偽の事実を申告した場合

(3) お客様が正当な理由なくして本約款に基づく義務

の履行を怠った場合

2 前項の定めによる解除の場合、当社はお客様に対して、すでに実施された部分に相当する検査料金を請求できるものとします。

3 本条第1項の定めによる解除の場合は、当社は、お客様に損害賠償等を請求できるものとします。

第17条 (不可抗力)

当社は、天変地異その他当社の責めに帰することのできない事由により個別契約の履行が困難になったときは、本業務を終了させることができるものとします。この場合において、当社は、これにより生じたお客様の損害を賠償する義務を免れます。

第18条 (約款の改定)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更すること (本約款に新たな内容を追加することを含みます。) ができるものとします。

(1) 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は前項に基づき本約款を変更する場合、約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を、当社ウェブサイトに掲示します。

3 本約款変更後、第3条の個別契約が成立したことをもって本約款変更と同意したものとみなします。

第19条 (反社会的勢力の排除)

お客様および当社は、相手方に対し、自己、自己の役員その他自己の経営に実質的に関与している者が、現在および将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確認します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊技能暴力集団、その他これらに準ずる者 (以下総称して「反社会的勢力」といいます。) であること

(2) 反社会的勢力が実質的に経営を支配しまたはこれに関与していること

(3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用していること

(4) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力しまたは関与していること

(5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ個別契約を締結するものであること

(6) 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること

2 お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確認します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動を行いまたは暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 お客様および当社は、相手方が本条第1項または前項に違反した場合には、何ら催告をすることなく、直ちに個別契約を解除できるものとします。

4 お客様および当社は、前項により個別契約を解除した場合、これにより相手方または第三者に生じた損害について何らの責任も負わないものとします。

第20条 (準拠法)

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第21条 (言語)

本約款が他の言語に翻訳された日本語のテキストと翻訳された言語のテキストに相違が存在する場合、日本語のテキストが優先されるものとします。

2 個別契約の履行に関してお客様と当社との間で用いる言語は日本語とします。

第22条 (裁判管轄)

本約款に係る一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 (協議解決)

本約款に定めのない事項または本約款の条項の解釈に疑義が生じた場合は、互いに信義誠実の原則に従って協議の上解決を図るものとします。

第24条 (約款の存続)

本約款第11条、第12条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条の定めは、個別契約終了後もなお依然としてその効力を有するものとします。ただし、第14条の各号の定めは、秘密情報開示の時から10年間に限りです。

附則

この約款は、令和6年10月2日から施行します。

以上